

税 務 顧 問 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の税務及び会計に関する業務の委嘱について、次のとおり税務顧問契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、次条に定める業務（以下「本業務」という。）を委嘱し、乙はこれを受任する。
2 本契約は、法律行為でない事務の委託を含む委任契約（民法第643条及び第656条）であり、乙は、善良な管理者の注意をもって本業務を処理する。

第2条（委嘱業務の範囲）

本業務の範囲は、次のとおりとする。
(1) 法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税並びに地方税に係る税務代理及び税務書類の作成
(2) 前号の税目に関する税務相談
(3) 甲が作成した会計帳簿及び月次試算表の確認並びに会計処理に関する助言
(4) 税務調査の立会い
2 次に掲げる業務は本業務に含まないものとし、甲が委嘱を希望するときは、その都度協議のうえ、報酬を定めて別途受任する。
(1) 記帳代行（会計帳簿の作成）
(2) 給与計算、年末調整及び法定調書の作成
(3) 償却資産申告、相続税・贈与税の申告その他前条に掲げる税目以外の申告
(4) 補助金・助成金の申請支援、金融機関に提出する事業計画書の作成支援
(5) 会社法上の計算書類の作成代行その他の業務

第3条（甲の資料提供義務）

甲は、本業務の遂行に必要な会計帳簿、証憑書類、契約書その他の資料及び情報（以下「資料等」という。）を、正確かつ完全に、遅滞なく乙に提供する。
2 甲は、毎月の資料等を翌月〇〇日までに乙へ引き渡すものとし、決算に係る資料等は、事業年度終了後〇か月以内に引き渡す。
3 甲は、資料等の内容に変更が生じたとき、又は乙の判断に影響を与える事実が生じたときは、速やかに乙に通知する。

第4条（乙の義務）

乙は、税理士法その他の法令及び日本税理士会連合会並びに所属税理士会の会則を遵守し、本業務を処理する。
2 乙は、不正に国税又は地方税の賦課若しくは徴収を免れるための相談又は指導には、一切応じない。
3 乙は、その使用人その他の従業者に本業務を補助させることができる。この場合、乙は、当該従業者を監督し、その行為について甲に対し責任を負う。

第5条（書面添付）

乙は、甲の同意を得たときは、税理士法第33条の2に規定する書面（計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面）を申告書に添付することができる。
2 前項の書面を添付する場合、甲は、その作成に必要な資料の提供及び確認に協力する。
3 第1項の書面の作成に係る報酬は、第6条の報酬に含まれるものとし、又は甲乙協議のうえ別途定める。

第6条（報酬及び支払方法）

甲は、乙に対し、本業務の報酬として、次の金額（消費税及び地方消費税を除く。）を支払う。

- (1) 月額顧問報酬 金 円
- (2) 決算及び申告に係る報酬 金 円

2 甲は、前項第1号の報酬を毎月末日限り、同項第2号の報酬を申告書提出の日の属する月の翌月末日限り、乙の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

3 第2条第2項の業務に係る報酬は、その都度、乙が見積りを提示し、甲の承諾を得て定める。

4 乙は、経済情勢の変動、甲の事業規模又は業務量の変動その他相当の理由があるときは、改定を希望する日の○か月前までに書面で甲に通知し、甲乙協議のうえ第1項の報酬を改定することができる。

第7条（秘密保持）

乙は、税理士法第38条の定めるところにより、正当な理由がなく、本業務に関して知り得た甲の秘密を他に漏らし、又は窃用しない。本契約の終了後も同様とする。

2 乙は、資料等及び甲から開示を受けた情報を本業務の遂行以外の目的に使用しない。

3 乙が本業務の遂行のために外部の情報処理サービスを利用するときは、当該サービスの提供者に対して前2項と同等の義務を負わせるものとし、甲の秘密が学習その他の目的に利用されない措置を講ずる。

第8条（個人情報の取扱い）

乙は、本業務の遂行に際して甲から預託を受けた個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に従い適切に取り扱う。

2 乙は、本契約が終了したとき、又は甲から請求があったときは、前項の個人情報を甲の指示に従って返還し、又は消去する。

第9条（資料等の保管及び返還）

乙は、預かった資料等を善良な管理者の注意をもって保管する。

2 乙は、本契約が終了したとき、又は甲から請求があったときは、預かった資料等を遅滞なく甲に返還する。

3 甲は、法令に定める帳簿書類の保存義務が甲自身にあることを確認し、返還を受けた資料等を自ら保存する。

第10条（免責）

乙は、甲が資料等を提供せず、若しくは提供を遅滞したこと、又は資料等の内容が真実に反していたことにより生じた損害について、責任を負わない。

2 乙は、甲が乙の助言に従わなかったことにより生じた損害について、責任を負わない。

3 乙は、法令又は解釈の変更、課税庁の判断その他乙の責めに帰することができない事由により生じた損害について、責任を負わない。

第11条（損害賠償）

乙は、本業務の処理につき乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

2 前項の賠償額は、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、損害の原因となった行為の時から遡って○年間に甲が乙に支払った報酬の総額を上限とする。

3 甲は、損害を知った時から1年以内に乙に対して請求しなければ、前項の請求権を行使することができない。

第12条（契約期間）

本契約の有効期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から1年間とする。ただし、期間満了の○か月前までに甲乙いずれからも書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による申出がないときは、同一の条件でさらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

第13条（解約及び解除）

- 甲又は乙は、解約しようとする日の〇か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解約することができる。
- 2 甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告してもこれが是正されないときは、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙は、相手方に支払停止若しくは支払不能の状態が生じたとき、破産手続開始その他の倒産手続開始の申立てがあったとき、又は本契約を継続し難い重大な事由が生じたときは、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。
- 4 本契約が終了したときは、乙は、遅滞なく事務の経過及び結果を甲に報告し、必要な引継ぎに協力する。ただし、引継ぎに要する費用は甲の負担とする。

第14条（反社会的勢力の排除）

- 甲及び乙は、自己及び自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 甲又は乙は、相手方が前項に違反したときは、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除した者は、解除により相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。

第15条（協議及び合意管轄）

- 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項は、甲乙誠実に協議して解決する。
- 2 本契約に関する一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲	住所	乙	住所
	名称		名称
	代表者		氏名
	印		印